

仕 様 書

1 業務名

平成 31 年度ダイオキシン類定期モニタリング業務

2 業務の目的

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、大気、土壌、河川の水質及び河川水底の底質（以下「河川底質」という。）に係るダイオキシン類の汚染状況について定期的なモニタリング測定を行う。

3 実施期間

契約締結日～平成 32 年 3 月 31 日まで

4 調査項目

- (1) 大気中のダイオキシン類
- (2) 土壌中のダイオキシン類及び土壌基礎データ（含水率及び強熱減量）
- (3) 河川水質中のダイオキシン類及び水質基礎データ（透視度、pH 及び SS）
- (4) 河川底質中のダイオキシン類及び土壌基礎データ（含水率及び強熱減量）

※ ダイオキシン類は次に挙げるものについて測定すること。

PCDDs（4～8 塩化物）の各同族体濃度とその総和及び 2, 3, 7, 8 位置の塩素置換体の各異性体濃度（7 異性体）

PCDFs（4～8 塩化物）の各同族体濃度とその総和及び 2, 3, 7, 8 位置の塩素置換体の各異性体濃度（10 異性体）

コプラナ PCBs のうち、ノンオルト（4～6 塩化物）の 4 異性体濃度及びモノオルト（5～7 塩化物）の 8 異性体濃度とその総和及び塩素置換体の各異性体濃度

※ 2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性への換算は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 3 条による。

5 調査実施地点及び回数

(1) 大気中のダイオキシン類

ア 一般環境（2 回／年）

二十四軒小学校（西区二十四軒 2 条 3 丁目）

イ 沿道（4 回／年）

北 1 条局（中央区北 1 条西 2 丁目）

ウ 発生源周辺（2 回／年）

(ア) 福移小中学校（東区中沼町 240 番地）

(イ) 北海道札幌白陵高校（白石区東米里 2062 番地 10）

(ウ) 札幌北中学校（東区東苗穂 10 条 3 丁目）

(2) 土壌中のダイオキシン類及び土壌基礎データ

ア 一般環境（1回／年）

(ア) 新川小学校（北区新川5条15丁目）

(イ) 盤溪小学校（中央区盤溪226番地）

イ 発生源周辺（1回／年）

(ア) 福移小中学校（東区中沼町240番地）

(イ) 北海道札幌白陵高等学校（白石区東米里2062番地）

(ウ) 札幌北中学校（東区東苗穂10条3丁目）

(エ) 東部水再生プラザ（白石区東米里2172番地）

(3) 河川水質中のダイオキシン類及び水質基礎データ（1回／年）

ア 中沼（豊平川水系、東区中沼町45番地付近）

イ 第1新川橋（新川水系、手稲区手稲山口265番地付近）

(4) 河川底質中のダイオキシン類及び土壌基礎データ（1回／年）

ア 中沼（豊平川水系、東区中沼町45番地付近）

イ 第1新川橋（新川水系、手稲区手稲山口265番地付近）

実施項目		地点数	実施回数	検体数
大 気	一般環境	1	2	4*
	沿道	1	4	4
	発生源周辺	3	2	6
土 壌	一般環境	2	1	2
	発生源周辺	4	1	4
河川水質		2	1	2
河川底質		2	1	2

* 一般環境については毎回、二重測定を行うものとする。

6 調査方法

(1) 実施方法

ア 大気

「ダイオキシン類対策特別措置法第26条の規定に基づく大気中のダイオキシン類による汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準について」（平成13年5月21日付環管総第145号、環境省環境管理局长通知）に準拠

イ 土壌

「ダイオキシン類対策特別措置法における土壌の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」（平成12年6月16日付環水土第137号、環境庁水質保全局長通知）に準拠

ウ 河川水質・河川底質

「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく水質（水底の底質を含む。）の常時監視に係る法定受託事務の処理基準について」（平成13年5月31日付環水企第93号、環境省環境管理局水環境部長通知）に準拠

(2) 採取及び分析方法

ア 大気

「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」（平成20年3月、環境省水・大気環境局大気環境課）

イ 土壌

「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」（平成21年3月、環境省水・大気環境局土壌環境課）

ウ 河川水質

(ア) ダイオキシン類

「JIS K0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」

(イ) pH

「JIS K0102 工場排水試験方法」12.1に定める方法

(ウ) SS

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付環境庁告示第59号）の付表9に掲げる方法

(エ) 透視度

「JIS K0102 工場排水試験方法」9に定める方法

エ 河川底質

「ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」（平成21年3月、環境省水・大気環境局水環境課）

(3) 精度管理等

ア ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成12年11月14日環境省）に基づいて適正に行うこと。また、履行期間中は、試料の保存・管理を行うこと。

イ 分析結果の信頼性が確保されず、その値を結果として採用することが不適切であると判断された場合は、当該試料の再測定や試料の再採取などの対応を行うこと。

7 試料採取について

(1) 採取日程

採取時期については、実施回数4回のものについては四期（春、夏、秋、冬）、2回のものについては夏及び冬、1回のもので土壌については秋、河川水質及び河川底質については夏に調査を実施すること。

なお、採取時期の詳細については、本市業務担当職員及び学校等の施設と打ち合わせにより決定すること。

(2) 業務実施計画書

契約締結後、業務実施計画書を速やかに提出すること。

(3) 野帳

試料サンプリングの際は、必要事項を野帳に記入すること。また、野帳については事前に作成すること。なお、野帳に必要な事項については、本市業務担当職員に確認すること。

(4) その他

大気の測定地点である、西局の測定の際には、二重測定を行うこと。また、大気の測定に際しては、測定中の風向・風速及び気温について記録すること。

8 提出書類

(1) 着手時

業務着手届、業務指定代理人指定通知書、業務代理人経歴書、工程表、特定計量証明認定機関であることを証する書類の写し

(2) 各測定結果判明時

各測定結果が判明次第、速やかにFAX等にて速報値を報告するとともに、特定計量証明書を随時作成し、提出すること。

(3) 完了時

業務完了届、報告書1部(分析データ、野帳、試料採取時現場写真を含む)、報告書の内容が記録されたCD-R1枚(分析結果等データについては当課で指定した様式に従うこと)

9 業務履行における環境負荷の低減等について

(1) 本業務においては、本市が運用する環境マネジメントシステムに準じ環境の負荷の低減に努めること。

(2) アイドリングストップの徹底、ふんわりアクセルの実施、必要のない荷物を降ろすなど、エコドライブの推進や騒音の低減に努めること。

(3) 報告書等については、最新版の札幌市グリーン購入ガイドラインに基づく紙を使用すること。また、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。

(4) 業務履行に際して、関係する環境法令等について遵守すること。

(5) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

10 その他

(1) 業務の実施について、本仕様書に定められていない事項については、本市業務担当職員の指示に従うこと。

(2) 大気常時監視測定に必要なハイボリウムサンプラー等サンプリング機器及び延長コードについては用意すること。また、これら機器の使用にあたって、電源の場所等の不明な点については本市業務担当職員に事前に確認すること。

(3) 簡易測定法については、本業務の対象外とする。

11 連絡先

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課 若浜

TEL : 011-211-2882 FAX : 011-218-5108

メールアドレス : kankyo_taisaku@city.sapporo.jp